

全国実業団ボウリング連盟尼崎支部規約

第一条 (名称)

この団体は全国実業団ボウリング連盟（以下A B B F）尼崎支部と称す。

第二条 (目的)

この団体は会員相互の親睦を深め、スポーツボウリングを楽しむことを目的とする。

第三条 (活動内容)

この団体は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ・ A B B F の各主催大会への参加
- ・ 尼崎支部月例会の開催
- ・ その他目的に必要な活動

第四条 (会員)

この団体の会員はA B B Fに登録している人をもって構成し、各社（各チーム）に1名の代表者（キャプテン）を選出する。

（但し途中入会に付いては第五条にて記載）

第五条 (途中入会)

- ・ A B B F の大会または尼崎支部月例会に参加した時より尼崎支部の会員とする。上記に基づき、入会時に年度の残月分の支部会費を徴収（第十三条）する。
- ・ 連盟登録について
1月～6月を上半期、7月～12月を下半期とし、入会期の期末に登録する。
但し、連盟主催大会に参加する場合は、直ちに申し込みをする。
- ・ A B B F を退会した者の再入会または他支部からの転籍は、理事会でその受け入れを協議する。退会・転籍の事由によっては受け入れを拒否することができる。
- ・ A B B F または他の競技団体を、除名もしくはそれに類する形で退会した者の受け入れを拒否することができる。入会後に同様の件が発生もしくは発覚した者についても、強制退会を含め、理事会にてその処遇を協議する。

第六条 (役員)

この団体は次の役員をおく。

- ・ 支部長 (1名)
- ・ 副支部長 (2名)
- ・ 事務局長 (1名)
- ・ 理事 (若干名)

第七条 (役員の仕事)

- ・ 支部長は尼崎支部を代表するとともに、業務の執行、財産の管理など尼崎支部に関する一切の責任を負う。
- ・ 副支部長は支部長を補佐し、支部長不在時には代行を務める。
- ・ 事務局長は尼崎支部の会計及び事務全般を統括する。
- ・ 理事は総会及び理事会他、尼崎支部の業務遂行に当たる。

第八条 (理事会)

- ・ 理事会は支部長が召集し、必要に応じてその都度行う。

第九条 (役員任期)

- ・ 役員の仕事は、1年（毎年1月1日～12月31日）とする。
- ・ 役員に欠員が生じた時は、第六条の規定により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第十条 (総会)

- ・ 総会は支部の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会がある。
- ・ 定期総会は毎年1月に行う。
- ・ 総会の成立はA B B F 尼崎支部会員で構成し、委任状を含む会員総数の3分の2以上の出席を必要とする。
- ・ 支部長は役員の仕事の2分の1以上が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の要請があったとき、臨時総会を招集する。

第十一条 (尼崎支部月例会)

原則として毎月第4土曜日に支部使用センターにて行う。

但し、都合により第4土曜日に開催できない場合は、日時を変更して行う。

- ・参加費は2,300円とする。
- ・HDCP規定
前5回のうち3回以上参加の場合、直前3回の200ベースの90%
前5回のうち2回参加の場合、200ベースの70%
前5回のうち1回参加の場合、200ベースの50%
前5回のうち、参加のない場合はABBFの規定ハンディキャップとする。
上限 50点
- ・表彰優勝・準優勝・第3位・第5位・以下5飛び賞・BB賞
男女別スクラッチHG賞

第十二条 (褒賞)

- ・男女共通 パーフェクト 10,000円相当額賞品
 - ・男性 270点以上 500円相当額賞品
 - ・女性 240点以上 500円相当額賞品
- 上記の対象は、すべてスクラッチのスコアとする。
対象大会は月例会を含むABBFの公認大会に限る。
また、パーフェクトについては年間1回、その他褒賞については大会1開催に1回とする。
褒賞の授与は次回の尼崎支部月例会で行う。
- ・連盟主催大会決勝出場賞
連盟主催大会において決勝戦に出場する選手にはその決勝戦エントリー代を尼崎支部が負担する。
但し、大会当日に支部長又は尼崎支部理事に申告する。
支部報告および表彰は、次回の尼崎支部月例会の時に支部長が行う。
 - ・黒ワッペン (連盟アベレージ褒章) 取得賞5,000円相当額賞品

※連盟主催大会とはABBF競技規定第22条 (連盟主催大会) に挙げられている、特別の規定をもって運営される大会。

第十三条 (会費)

- ・全国実業団連盟年間登録料
- ・全国実業団尼崎支部年会費
(途中入会の場合、年会費の12分の1×残月分を徴収する)
毎年12月の尼崎支部月例会で、事務局は各社代表者より徴収する。
会員は、各社代表者に従い、各社代表者に支払う。

第十四条 (運営費)

- ・尼崎支部年会費
- ・尼崎支部月例会の剰余金
運営費は、以下の目的で使用するものとする。
- ・尼崎支部月例会を除くABBF公認大会での特別賞
- ・連盟および関西ブロック協議会主催大会の競技委員・記録委員手当
大会競技委員または記録委員に選任され、その責務を全うした者に対し、下記の金額を支給する。
関西ブロック親善：1,000円、連盟主催大会：1,500円
- ・その他諸経費
運営費の使用については、総会によって決定する。

第十五条 (会計年度)

会計の年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第十六条 (ボール検定)

会員の者は、ABBF検定済みボールを使用する。
ボール検定は、支部のABBF公認資格者が行う。
検定代はボール1個につき100円とし、すべて尼崎支部会計に入れる。

第十七条 (規約の改正)

総会で承認を得て規約を改正できる。

第十八条 (退会)

退会する者は、チーム代表者（キャプテン）に申し出る。
チーム代表者（キャプテン）は、支部長に申し出て手続きする。
但し、本会の資産の分割返済は行なわないものとする。

第十九条 (強制退会)

A B B F 尼崎支部規約に従わない者、又尼崎支部の運営を著しく妨げる者は、
第八条の役員会議により、強制退会とすることが出来る。

以上

平成19年 4月 3日制定
平成19年 5月14日改定
平成19年12月15日改定
平成20年 8月12日改定
平成20年12月20日改定
平成22年 1月23日改定

付 録

尼崎支部登録会社

登録会社名	代表者名 (キャプテン)
(株)ササクラ	五百尾 敦実
900コーポレーション	米田 洋二
栗山運輸(株)	芦田 雅夫

尼崎支部役員名簿

役職	氏名
支部長	三田尻 卓也
副支部長	五百尾 敦実
副支部長	米田 洋二
事務局長	近藤 直人
理事	芦田 雅夫
理事 (記録委員長)	浅井 一夫
理事 (競技委員長)	坂東 直子